

2022年6月7日

株主各位

滋賀県彦根市宮田町 591 番地 1  
フジテック株式会社  
代表取締役社長 内山高一

### 「第75期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

2022年6月1日付にてご送付申しあげました、当社「第75期定時株主総会招集ご通知」の一部に修正すべき事項がございましたので、お詫び申しあげますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

#### 記

修正箇所（修正箇所は二重線で表示しております）

1. 「第75期定時株主総会招集ご通知」 15 ページ

株主総会参考書類 第3号議案 定款一部変更の件(取締役会の招集権者および議長)

2. 変更の内容

(修正前)

現行定款	変更案
第22条（取締役会の招集） 取締役会は <u>社長がこれを招集し、社長に事故あるときは他の取締役がこれに代る。</u>  (新設)  ②取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を <u>経ず</u> にこれを開くことができる。	第22条（取締役会の招集および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会が定める取締役が招集し、その議長となる。</u> ②前項に定める取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、 <u>他の取締役がこれにあたる。</u> ③取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を <u>経ず</u> にこれを開くことができる。

(修正後)

現行定款	変更案
第22条（取締役会の招集） 取締役会は <u>社長がこれを招集し、社長に事故あるときは他の取締役がこれに代る。</u>  (新設)  ②取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を <u>経ず</u> これを開くことができる。	第22条（取締役会の招集および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会が定める取締役が招集し、その議長となる。</u> ②前項に定める取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、 <u>他の取締役がこれにあたる。</u> ③取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を <u>経ず</u> これを開くことができる。

2. 「第 75 期定時株主総会招集ご通知」 16 ページ

株主総会参考書類 第4号議案 定款一部変更の件(補欠監査役)

2. 変更の内容

(修正前)

現行定款	変更案
<p>第28条 (監査役の選任方法)</p> <p>当社の監査役は株主総会で選任する。</p> <p>②前項の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(省略)</p> <p>第29条 (監査役の任期)</p> <p><u>監査役</u>の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する<u>定時株主総会</u>の終結の時までとする。</p> <p>(後略)</p>	<p>第28条 (監査役の選任)</p> <p>当社の監査役は株主総会で選任する。</p> <p>②前項の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(省略)</p> <p>第29条 (監査役の任期)</p> <p><u>監査役</u>の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する<u>定時株主総会</u>の終結の時までとする。</p> <p>(後略)</p>

(修正後)

現行定款	変更案
<p>第28条 (監査役の選任方法)</p> <p>当社の監査役は株主総会で選任する。</p> <p>②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(省略)</p> <p>第29条 (監査役の任期)</p> <p><u>当社の監査役</u>の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する<u>定時株主総会</u>の終結の時までとする。</p> <p>(後略)</p>	<p>第28条 (監査役の選任)</p> <p>当社の監査役は株主総会で選任する。</p> <p>②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(省略)</p> <p>第29条 (監査役の任期)</p> <p><u>当社の監査役</u>の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する<u>定時株主総会</u>の終結の時までとする。</p> <p>(後略)</p>

3. 「第 75 期定時株主総会招集ご通知」 30 ページ

株主総会参考書類 第8号議案 取締役の報酬額改定の件

(修正前)

当社の取締役報酬は、固定報酬の「基本報酬」、「譲渡制限付株式報酬」、および、変動報酬の「賞与」により構成され、「基本報酬」および「賞与」をあわせた取締役報酬限度額は、2007年6月27日開催の第60期定時株主総会において取締役が年額500百万円以内(うち社外取締役分は年額34百万円とし、使用人兼務取締役の使用人部分給与を含まない。)とご承認をいただいて現在に至っています。

この度、当社は、中期経営計画「Vision24」を見据えた事業拡大による監督機能の拡張、および取締役(会)による独立・客観的な経営の監督機能の維持・向上のための、社外取締役の増員ならびに取締役会による招集権者・議長の選出など、今後社外取締役の職務のさらなる増強・活性化を図るため、社外取締役の報酬限度額を増額し、取締役報酬限度額を年額550百万円以内(うち社外取締役分は年額100百万円とし、使用人兼務取締役の使用人部分給与を含まない。)といたしたいと存じます。

(後略)

(修正後)

当社の取締役報酬は、固定報酬の「基本報酬」、「譲渡制限付株式報酬」、および、変動報酬の「賞与」により構成され、「基本報酬」および「賞与」をあわせた取締役報酬限度額は、2007年6月27日開催の第60期定時株主総会において取締役が年額500百万円以内(うち社外取締役分は年額34百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人部分給与を含まない。)とのご承認をいただいて現在に至っています。

この度、当社は、中期経営計画「Vision24」を見据えた事業拡大による監督機能の拡張、および取締役(会)による独立・客観的な経営の監督機能の維持・向上のための、社外取締役の増員ならびに取締役会による招集権者・議長の選出など、今後社外取締役の職務のさらなる増強・活性化を図るため、社外取締役の報酬限度額を増額し、取締役報酬限度額を年額550百万円以内(うち社外取締役分は年額100百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人部分給与を含まない。)といたしたいと存じます。

(後略)

#### 4. 「第75期定時株主総会招集ご通知」 53 ページ

事業報告 4. 会社役員に関する事項 (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

(修正前)

取締役および監査役の報酬は、2007年6月27日開催の第60期定時株主総会において取締役が年額500百万円以内(うち社外取締役分は年額34百万円とし、使用人兼務取締役の使用人部分給与を含まない。)、監査役が年額60百万円以内と決議されています。なお、当該定時株主総会決議時点の取締役の員数は9名(うち、社外取締役は3名)、監査役の員数は3名です。

(後略)

(修正後)

取締役および監査役の報酬は、2007年6月27日開催の第60期定時株主総会において取締役が年額500百万円以内(うち社外取締役分は年額34百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人部分給与を含まない。)、監査役が年額60百万円以内と決議されています。なお、当該定時株主総会決議時点の取締役の員数は9名(うち、社外取締役は3名)、監査役の員数は3名です。

(後略)

#### 5. 「第75期定時株主総会招集ご通知」 9 ページ

議決権行使についてのご案内

(修正前)

    頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、  
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

(後略)

(修正後)

12頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、  
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

(後略)

以 上